平成２１年（フ）第５８６号
静岡市駿河区馬渕４丁目10番40―８号　グランデ馬渕102号田口方、前住所静岡市駿河区小鹿474番地の３　マンションハセガワ105号
債務者　横田　恒彦
1　決定年月日時　平成21年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月13日午前10時10分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第６５８号
静岡市葵区俵沢414番地の２、前住所静岡県藤枝市田沼５丁目９番３号
債務者　大村　卓靖
1　決定年月日時　平成21年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月13日午前10時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第５１２号
青森市大字矢田字上野尻38番地
債務者　今　　愼一
1　決定年月日時　平成21年10月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月28日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第７５５号
静岡市駿河区馬渕４丁目10番43号
債務者　深城　雅子
1　決定年月日時　平成21年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月19日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第７８７号
静岡市葵区春日町27―５　アベニール春日町102号、住民票上の住所静岡市葵区両替町２丁目１番地の６　マサキビル３Ｆ
債務者　河野かみづ（旧姓飯尾）
1　決定年月日時　平成21年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月19日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

破産手続廃止

平成２０年（フ）第７１４５号
東京都千代田区神田佐久間河岸91番地
破産者　株式会社伝プランニング
1　決定年月日　平成21年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（フ）第７１４６号
埼玉県川越市大字南田島854―１、開始決定時の住所埼玉県富士見市渡戸１丁目１―13
破産者　松尾　泰久
1　決定年月日　平成21年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（フ）第２３４７１号
東京都渋谷区恵比寿３丁目41番９号
破産者　株式会社キャパ・マグネス
1　決定年月日　平成21年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第５０３号
埼玉県越谷市大字平方1206番地３
破産者　エヌ・ケー・アール精工株式会社
1　決定年月日　平成21年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第４０８６号
神奈川県愛甲群愛川町中津2733―22―102、開始決定時の住所神奈川県愛甲郡愛川町中津2718―26
破産者　花上　　彰
1　決定年月日　平成21年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第４１０６号
東京都青梅市河辺町９―７―６―302
破産者　中野　義幸
1　決定年月日　平成21年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第５０５３号
埼玉県北葛飾郡杉戸町大字鷲巣626―10
破産者　牧村製作所こと　秋山　正春
1　決定年月日　平成21年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第６３２７号
東京都目黒区自由が丘１丁目４番10―404号
破産者　株式会社エボル
1　決定年月日　平成21年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第６７１８号
東京都足立区加平３丁目３番17号の1301号
破産者　根本興業有限会社
1　決定年月日　平成21年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第６７１９号
東京都葛飾区東新小岩８―15―２―205、開始決定時の住所東京都足立区加平３丁目３―17―1301
破産者　根本　富永
1　決定年月日　平成21年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第６８２６号
東京都台東区蔵前４丁目21番９号
破産者　株式会社セピア
1　決定年月日　平成21年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第６９４０号
東京都新宿区高田馬場２丁目４番13号
破産者　ティー・アール・シー株式会社
1　決定年月日　平成21年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第８３４３号
東京都千代田区外神田６丁目15番９号
破産者　株式会社マインドトップ
1　決定年月日　平成21年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第９１８０号
東京都荒川区西日暮里２丁目53―２―601
破産者　菊地　　聰
1　決定年月日　平成21年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部